

事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置支援事業に係る Q & A

1 交付対象関係

Q 県外に本社がある事業者が、岡山県内の工場、事務所に太陽光発電設備を設置する場合は対象となるか。

A 対象となる。

Q 県外の P P A 又はリース事業者が岡山県内の需要家の敷地に太陽光発電設備を設置し、需要家が電力使用する場合は対象となるか。

A 対象となる。

Q 中小事業者以外も対象となるか。

A 対象となる。

Q 社会福祉法人は対象となるか。また、申請する際の条件はあるか。

A 対象となる。

社会福祉法人等を対象とした特別な条件は付しておらず、その他の対象と同様に要綱別表に記載の要件を満たしていれば申請可能。

Q 県内に複数の事業所があるが、それぞれで補助を受けることは可能か。

A 補助金の交付申請は同一年度内に 1 回限りとしており、複数の事業所で補助を受けることはできない。

ただし、PPA 事業者又はリース事業者が行う事業については複数の事業所であっても対象になる。

Q 昨年度、補助金の交付を受けたが今年度も補助の対象となるか。

A 昨年度に補助金の交付決定を受けた事業者も対象となる。

Q 同一事業所の敷地内に変電設備が複数あり、別々に太陽光発電を設置する計画の場合の申請の方法は。

A 事業所単位での申請となるため、同一事業所内の設置であれば一つの計画として申請とされたい。

2 事業計画関係

Q 同一事業所内の複数の建物の屋根に設置したいが、建物の地番が違うがよいのか。

A 地番の違いで判断しない。社会通念上、同一とみなせる事業所内であればよい。

Q 太陽光発電設備を増設する場合は適用になるか。

A 太陽光発電設備を増設する場合も補助の対象となる。
事業計画書に記載する経費には、増設する太陽光発電設備の設置に要する費用を記載されたい。

Q 新築の建築物への設置は対象外とあるが、既存建築物の老朽化のため改築した建築物への設置は対象となるか。

A 既存の建設工事に併せて設置するものを対象外としており、申請時点で既設の建物であれば対象となる。

Q 需要家である事業者が所有している他の敷地に太陽光発電設備を置き、電線を敷設又は系統を使って送電することは対象か。

A 需要地内での自営線による送電は対象となるが、自己託送により送電する場合は対象外となる。

Q 自家消費率50%とあるが、蓄電池に一旦溜めて、自家消費する電力量は自家消費に算入してよいのか。

A よい。

Q Jークレジット以外の森林クレジット等への登録は可能か。

A 環境価値を需要家に帰属させるものを補助対象としているため、Jークレジット以外であっても環境価値の移動を伴う制度に登録する場合は、本補助事業の対象外となる。

Q 標識はFIT法に基づいての解釈（屋根置きの場合不要）でよいのか。

- A 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に記載のとおり、「屋根置きや屋上置き等の場合は、緊急時に連絡すべき相手（建物の所有者等）が明らかであるため、標識の掲示は不要」となる。

3 補助内容関係

Q 予算規模は。

- A 太陽光発電設備、蓄電池の全体で2億1,600万円

Q 事業費の対象は太陽光パネルのみか。工事費は対象になるのか。

- A 工事費も対象となるが、事業を行うために直接必要なものに限る。見積書にそれ以外の費用が含まれる場合、対象費用との区分ができるように記載等を行うこと。

Q 安全対策費、保証料、電力会社申請費は事業費に入るか。

- A 設備の設置工事の際に必要な安全対策費は事業費に含まる。
保証料及び電力会社申請費については事業費に含まれない。

Q 事業者が自主施工する部分（システムの設計費・設置工事等）について、費用の支出はあるが請求書等がない場合、事業費の対象となるか。対象になる場合、どのような書類を添付すればよいか。

- A システムの設計等の事業を行うために直接必要であって、事業者自身が実施する内容に係る費用については事業費の対象となる。
当該支出がある場合は、算定の根拠を示した内訳書を作成し、当該内容に相違がない旨を記載するなど、申請事業者が証するものを申請書に添付されたい。

Q 事業費の合計はどれを合算したものなるか。また、kW当たりの事業費はどのように算出すればよいか。

- A 材料費や労務費など、要綱別表3の補助対象経費を合算したものが事業費となる。kW当たりの事業費は次のとおり算出されたい。

$$\text{kW当たりの事業費} = \frac{\text{事業費の合計（補助金等を受ける場合はその額を除く。）}}{\text{設置する太陽電池モジュールの容量（小数点以下切り捨て）}}$$

Q 見積書は2社分提出が必要か。

A 申請書等への添付は、実際に工事を予定している工事業者の見積書のみでよい。

Q 応募申請時の見積金額が交付申請時に変動する可能性があるが問題ないか。

A 見積書の金額は審査項目である「1kWあたりの事業費」に影響する。事業費に変更があった場合、評価点が変わる可能性があることから、金額を固めた上で、応募申請書を提出されたい。

4 審査関係

Q 要領別表1の1、2番の項目はどこに聞けば確認できるか。

A 設置を検討している区域が「促進区域」及び「防災拠点」に該当するかについては、管轄する市町村に確認されたい。

Q 将来的に本事業で導入する設備を充放電設備に活用できるようにする予定ではあるが、本事業と同時に設備を導入する必要があるか。

A 本事業で導入する設備と同時に充放電設備が活用できる状態にあることが望ましいが、導入予定である場合も本項目の対象となる。
導入時期が遅れる場合、充放電設備の導入予定時期が確認できる書類を提出してください。

5 手続関係

Q 手続きの大まかな流れは。

- A
- ①事業者：6月13日までに補助金応募申請書を提出
 - ②県：補助金採択事業を決定、対象者に採択(不採択)通知書を送付
 - ③事業者：9月30日までに補助金交付申請書を提出(採択事業者のみ)
 - ④事業者：2月27日までに事業を完了し、実績報告書を提出
(事業者：翌年度、翌々年度4月30日までに前年度利用実績を報告)

Q 補助金に応募すれば必ず採択されるのか。

A 応募内容を審査し、評価の高い事業から採択するため、必ずしも、全ての応募事業が採択されるものではない。

Q 採択（不採択）通知書はいつ頃発出されるか。

A 採択（不採択）通知書は、7月中の発送を予定している。
（応募件数によっては前後する可能性がある。）

Q 補助金の採択を受けたら、契約行為や工事着手をしてよいか。

A 採択後、交付申請書を提出し、交付決定後に事業着手（契約締結及び設置工事）すること。

ただし、補助金採択日以降の契約に限り、交付申請時に「補助金交付決定前着手届出」を提出することで、交付決定前に契約を行うことができる。

Q いつまでに事業完了する必要があるか。

A 令和8年2月27日までに事業を完了し、実績報告書を提出する必要がある。

Q 2月27日までに事業を完了しない場合、交付は取消になるか。

A 実績報告書の提出期日を「補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月27日」としており、期日内に報告ができるスケジュールとすること。

期日を超えた時点で直ちに取消しとするものではないが、年度中に完了が見込めないなど大幅に超過する場合は交付を取消することがある。

Q 本年度の応募は今回限りか。

A 現時点では、今回の応募のみと考えている。

Q 市町村が公募している他の補助金を併用することはできるか。

A 他の補助金を併用することは可能だが、国の財源を用いた補助金との併用はできない。

併用を検討している補助金財源については、市町村に直接確認されたい。

Q 提出書類作成・申請は手続代行者に依頼しても良いか。

A 法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられている。

提出書類の作成及び申請は、申請者自身が行うこと。